

(4) 医療用酸素用一般複合容器の 再検査期間延長

令和3年10月25日

高圧ガス保安室

医療用酸素用一般複合容器の再検査期間の延長について

- 在宅酸素療法で用いられている医療用酸素用一般複合容器の再検査期間は、他の一般複合容器と同様に3年と定められているが、現在製造されている医療用酸素用一般複合容器の多くは、大臣特認取得により再検査期間が5年となっている。
- 大臣特認の取得容器の再検査の実績に関して、一般社団法人日本産業・医療ガス協会が調査したところ、その不合格率は他の容器と比較して差がない。
- また、業界として利用者・事業者への注意喚起や事業者による保守点検業務が丁寧に行われている。
- このような実態を踏まえ、科学的・合理的な安全規制を実施する観点から、容器再検査期間を3年から5年に延長してはどうか。

※ 市中にある医療用酸素用一般複合容器については、次回の再検査時点を起点に、再検査期間を5年とする。

特認によるデータの蓄積

- 医療用酸素用FRP容器の再検査時の不合格率は、様々な使用のされ方をするシームレス容器に較べて低く、また、再検査期間の違いによって、大きな違いは確認されない。
- 容器は良好な環境の下で使用されていることを示唆。

表 容器再検査不合格率

医療用酸素用FRP容器（5年）	医療用酸素用FRP容器（3年）	シームレス容器（5年）
0%～0.2%	0%～0.5%	0.2%～2.3%

（出典）一般社団法人日本産業・医療ガス協会調べ

安全な使用のための注意喚起

- 一般社団法人日本産業・医療ガス協会は、患者に対する教育ツールの提供をするとともに、事業者に対して講習会等を通じた教育を実施。
- 事業者は、定期的に酸素供給装置の保守点検を実施。通商産業省通達に基づき、容器の配送・設置時及び3ヶ月毎に保守点検を実施。

※容器は、再検査期間を経過した場合に再検査をする必要があるのはもちろん、損傷を受けた容器にあつては容器再検査を受け、これに合格しなければ高圧ガスを充填することができない。（高圧ガス保安法第48条第1項第5号）

(参考) 一般複合容器に関する規則の見直しの方向性

- 大臣特認の取得によって、容器保安規則等に定める再検査等の周期よりも長い周期での使用が認められているケースが複数出てきているところ。
 - ①再検査期間【3年 → 5年】

一般複合容器の再検査期間は、容器保安規則により3年と定められているが、液化石油ガス用、医療用酸素用のもので5年とするケース。
 - ②充填可能期限【15年 → 20年】

液化石油ガス用の一般複合容器は、液化石油ガス保安規則により、充填可能期限等が15年とされているが、20年まで充填可能とするケース。
- 今後、特認の実績、安全性に関するデータ、業界の意向、諸外国の規制等について確認を行い、**液化石油ガス用、医療用酸素用の一般複合容器の再検査期間、充填可能期間の延長の是非について議論を開始**する。
- なお、**特認の一般ルール化については、安全上のデータ等が示される場合には、知見者の見解を踏まえつつ、行政が安全上問題ないと判断するものについては速やかに一般ルール化する可能性を検討するものとし、安全上問題ないと考えられる範囲で一般ルールに技術進展の要素を積極的に取り込んでいくこととする。**



(左) 鋼製の溶接容器 (8kg型容器、容器だけの質量は9.6kg)、(中) 複合容器 (7.5kg型容器、容器だけの質量は4.4kg)、(右) LPガス用複合容器 (7.5kg型容器) の断面
(写真提供：中国工業株式会社)